

指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則

(目的等)

第1条 この規則は、指数オプション取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「指数オプション特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

2 この規則における用語の意義は、指数オプション特例に定めるところによる。

(業種別指数に係る各構成銘柄選定方法及び株価指数算出方法)

第1条の2 指数オプション特例第4条第2項第3号から第5号までの取引対象指数に係る各構成銘柄の選定方法及び算出方法は、本所が規則により定める。

(取引日の終了時間)

第1条の3 指数オプション特例第3条第6号に規定する本所が定める時間は、午後4時とする。

(新たな限月取引の取引開始時間)

第1条の4 指数オプション特例第5条第3項に規定する本所が定める時間は、午前8時20分とする。

(権利行使価格の設定)

第2条 指数オプション特例第6条第2項に規定する本所が定める時間は、午前8時とする。

2 指数オプション特例第6条第2項各号の規定により設定する権利行

使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 日経300オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日（休業日（業務規程第3条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）における25ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する25ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該25ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の25ポイントの整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における5ポイント刻みの日経300設定基準値（その日の最終の日経300の数値に最も近接する5ポイントの整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該5ポイント刻みの日経300設定基準値に近接する上下各3種類の5ポイントの整数倍の数値とする。

(2) 日経平均オプション

各限月取引の取引開始日の前日における500円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する500円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該500円刻みの日経平均設定基準値に近接する上下各8種類の500円の整数倍の数値とする。

(3) 業種別指数オプション

a 特定限月取引

各特定限月取引の取引開始日の前日における1,000円刻みの業

種別指數設定基準値（その日の最終の各業種別指數の数値に最も近接する1,000円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該1,000円刻みの業種別指數設定基準値に近接する上下各2種類の1,000円の整数倍の数値とする。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引の取引開始日の前日における500円刻みの業種別指數設定基準値（その日の最終の各業種別指數の数値に最も近接する500円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は、高い方の数値）をいう。以下同じ。）及び当該500円刻みの業種別指數設定基準値に近接する上下各2種類の500円の整数倍の数値とする。

3 指数オプション特例第6条第3項各号の規定により設定する新たな権利行使価格は、次の各号に掲げる指数オプション取引の対象の区分に従い、当該各号に定める方法により設定するものとする。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。

(1) 日経300オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が4か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「日経300刻み変更日」という。）の2日前（休業日を除外する。以下同じ。）の日までに、毎日の25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該25ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで、既存の権利行使価格から25ポイント刻みで設定する。

- (b) 各限月取引について、日経300刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値及び当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して上下各3種類となるまで、当該前日の5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで設定する。

- (c) 各限月取引について、日経300刻み変更日以降の日に、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格(当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して設定されているものに限る。)が2種類以下となった場合

当該限月取引について、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該5ポイント刻みの日経300設定基準値から5ポイント刻みで連続して3種類となるまで、既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が2種類以下となった場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該5ポイント刻みの日経300設定基準値を上回る権利

行使価格又は下回る権利行使価格が3種類となるまで，既存の権利行使価格から5ポイント刻みで設定する。

(2) 日経平均オプション

次のaからcまでに定める場合に該当したときは，その翌日の午前8時に，当該aからcまでに定める方法により設定するものとする。

a 各限月取引について，当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日（休業日に当たるときは，順次繰り上げる。以下この号において「日経平均刻み変更日」という。）の2日前の日までに，毎日の500円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が7種類以下となった場合

当該限月取引について，当該500円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が8種類となるまで，既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

b 各限月取引について，日経平均刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について，当該前日の250円刻みの日経平均設定基準値（その日の最終の日経平均の数値に最も近接する250円の整数倍の数値（当該数値が2種類ある場合は，高い方の数値）をいう。以下この号において同じ。）及び当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して上下各8種類となるまで，当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで設定する。

c 各限月取引について，日経平均刻み変更日以降の日に，毎日の250円刻みの日経平均設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定

されているものに限る。)又は下回る既存の権利行使価格(当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して設定されているものに限る。)が7種類以下となった場合

当該限月取引について、当該250円刻みの日経平均設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該250円刻みの日経平均設定基準値から250円刻みで連続して8種類となるまで、既存の権利行使価格から250円刻みで設定する。

(3) 業種別指數オプション

a 特定限月取引

次の(a)から(c)までに定める場合に該当したときは、その翌日の午前8時に、当該(a)から(c)までに定める方法により設定するものとする。

(a) 各限月取引について、当該限月取引の残存期間が3か月となる月の第二金曜日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下「業種別指數刻み変更日」という。)の2日前の日までに、毎日の1,000円刻みの業種別指數設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となつた場合

当該限月取引について、当該1,000円刻みの業種別指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から1,000円刻みで設定する。

(b) 各限月取引について、業種別指數刻み変更日の前日が到来した場合

当該限月取引について、当該前日の500円刻みの業種別指數設定基準値及び当該前日の業種別指數設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該前日の500円刻みの業種別指數設定基準値から500円刻みで連続して上下各2種類となるまで、当該前日の500円刻みの業種別指數設定基準値から500

円刻みで設定する。

(c) 各限月取引について、業種別指数刻み変更日以降の日に、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）又は下回る既存の権利行使価格（当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して設定されているものに限る。）が1種類以下となつた場合

当該限月取引について、業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が当該500円刻みの業種別指数設定基準値から500円刻みで連続して2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

b 特定限月取引以外の限月取引

各限月取引について、毎日の500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る既存の権利行使価格又は下回る既存の権利行使価格が1種類以下となつた場合、当該限月取引について、その翌日の午前8時に、当該500円刻みの業種別指数設定基準値を上回る権利行使価格又は下回る権利行使価格が2種類となるまで、既存の権利行使価格から500円刻みで設定する。

4 前項の規定にかかわらず、権利行使価格を新たに設定する日が、設定することとなる限月取引の取引最終日と同一の週に属する場合には、当該限月取引に係る新たな権利行使価格は、設定しないことができる。

（ストラテジー取引の種類等）

第3条 指数オプション特例第6条の2第2項に規定するストラテジー売取引及びストラテジー買取引により成立する指数オプション取引の売付け又は買付けの組合せ及び本所が定めるストラテジー取引の種類、同条第3項に規定する本所が定めるストラテジー取引の値段の算出方

法並びに同第14条の3に規定する本所が定める種類のストラテジー取引は、別表のとおりとする。

(取引の中断)

第4条 指数オプション特例第13条第4項及び同第14条第6項に規定する取引が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 指数オプション特例第17条の2の規定により取引の一時中断が行われた場合
- (2) 指数オプション特例第18条各号の規定により取引の停止が行われた場合

第5条から第7条まで 削除

(クロージング・オークション時の約定値段を定める取引における値幅)

第8条 指数オプション特例第13条第5項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

(取引の取消し)

第8条の2 指数オプション特例第13条の2第1項の規定による取引の取消しは、同第18条第1号の規定により取引の停止を行った後（取引の停止を行わなかった場合にあっては、業務規程第77条の規定により当該過誤のある注文について公表した後）に行うものとする。

2 指数オプション特例第13条の2第1項に規定する本所が定める取引は、その都度本所が必要と認める取引とする。

第9条 削除

(呼値の制限値幅)

第10条 指数オプション特例第14条第4項に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、基準値段から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。

- 2 前項に規定する制限値幅は、当該指数オプション取引の取引対象指数を取り引の対象とする指数先物取引に係る制限値幅算定基準値（指数先物取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第7条の3第2項に規定する制限値幅算定基準値をいう。次項において同じ。）に100分の13を乗じて得た数値（日経300に係るものにあっては1ポイントの整数倍の数値でないときは、1ポイントの整数倍の数値に切り下げ、日経平均及び業種別指数に係るものにあっては10円の整数倍の数値でないときは、10円の整数倍の数値に切り下げる。次項において同じ。）とする。
- 3 指数オプション特例第17条の2第2項に規定する呼値の制限値幅の拡大は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の上限を拡大する場合
呼値の制限値幅の上限について、第一次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。）を基準値段から加減して得た値段に変更する。
 - (2) 当取引日において呼値の制限値幅の上限を1回拡大している場合
呼値の制限値幅の上限について、第二次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の21を乗じて得た数値をいう。）を基準値段から加減して得た値段に変更する。
 - (3) 当取引日において初めて呼値の制限値幅の下限を拡大する場合
呼値の制限値幅の下限について、第一次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の17を乗じて得た数値をいう。）を基準値段から加減して得た値段に変更する。

- (4) 当取引日において呼値の制限値幅の下限を1回拡大している場合
呼値の制限値幅の下限について、第二次拡大制限値幅（制限値幅算定基準値に100分の21を乗じて得た数値をいう。）を基準値段から加減して得た値段に変更する。
- 4 次条に規定する呼値の制限値幅の基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本所は、市況等を勘案し、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、全部又は一部の銘柄について呼値の制限値幅を変更することができる。

（呼値の制限値幅の基準値段）

第10条の2 前条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、前取引日の当該銘柄の清算価格（先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。）第6条第2項に規定する清算価格とし、前取引日に当該銘柄の清算価格がない場合は、前取引日の最終の取引対象指数等から本所が算出した理論価格とする。

2 前項の規定にかかわらず、本所が同項の定めるところにより得られた数値を呼値の制限値幅の基準値段とすることが適当でないと認める場合には、本所がその都度定める。

（呼値の条件）

第10条の3 指数オプション特例第14条第8項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。

(1) 通常条件

日中立会において行った呼値は、その日の日中立会終了時に、夜間立会において行った呼値は、その取引日の夜間立会終了時に、それぞれ効力を失うものとする条件とする。

(2) 指定期間条件

本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）の日中立会終了時まで有効とする条件とする。

(3) 残数量取消条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、直ちに成立する数量のみの取引を成立させ、残数量の効力を失うものとする条件とする。

(4) 全数量執行条件

呼値の全数量の取引が直ちに成立しない場合には、当該呼値の効力を失うものとする条件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、取引参加者は当該各号に定める条件を付して呼値を行うことができない。

(1) 指数オプション特例第13条第2項に規定する取引を行う場合（成行呼値を行う場合に限る。）

前項第1号及び第2号の条件

(2) 指数オプション特例第13条第3項又は第4項に規定する取引を行う場合

前項第4号の条件（成行呼値を行う場合は、第1号及び第2号を含む。）

3 取引参加者は、指数オプション特例第14条第9項の規定により、呼値を行うとするときは、次の各号に定める条件を付すことができる（第1号及び第2号の条件にあっては、指数オプション特例第13条第2項に規定する取引を行っている場合に限る。）。ただし、取引管理上

本所が必要と認める場合には、本所は当該条件を付して呼値を行うことと停止することがきる。

(1) 最良売指値条件

最も高い値段の買呼値と同じ値段の売呼値となる条件、又は、対応する買呼値がない場合にあって、売呼値があるときは最も低い値段の売呼値より低い値段のうち最も高い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も低い値段の売呼値が第10条第1項に規定する呼値の制限値幅の下限の値段である場合は、当該下限の値段）の売呼値となる条件若しくは売呼値がないときは効力を失う条件とする。

(2) 最良買指値条件

最も低い値段の売呼値と同じ値段の買呼値となる条件、又は、対応する売呼値がない場合にあって、買呼値があるときは最も高い値段の買呼値より高い値段のうち最も低い呼値の単位の整数倍の値段（当該最も高い値段の買呼値が第10条第1項に規定する呼値の制限値幅の上限の値段である場合は、当該上限の値段）の買呼値となる条件若しくは買呼値がないときは効力を失う条件とする。

(3) ストップ条件

当該条件を売買システムが記録した後に、取引参加者があらかじめ指定した価格指標（最も低い値段の売呼値、最も高い値段の買呼値又は立会における約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。次条において同じ。）をいう。）が指数オプション特例第13条第2項に規定する取引を行っている場合において取引参加者があらかじめ指定した値段以上となったとき又はあらかじめ指定した値段以下となったときに、あらかじめ登録していた呼値を行おうとする条件とする。

4 ストラテジー取引に係る前3項の規定の適用については、第1項中「当該各号に定める条件」とあるのは「当該各号に定める条件（第2号を除く。）」と、前項中「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」

と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」とする。

(呼値に関する事項)

第10条の4 指数オプション特例第14条第11項の規定により、指数オプション取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 呼値の効力

呼値の効力は、前条の規定に定めるところによる。ただし、指数オプション特例第18条各号の規定により取引の停止が行われた場合の呼値の効力は、本所がその都度定めることができる。

(2) 呼値の方法等

a 呼値は、取引参加者端末装置からその内容を入力し行うものとする。

b 指数オプション特例第13条第2項に規定する取引における次の(a)及び(b)に掲げる呼値は、当該(a)及び(b)に定めるところにより処理するものとする。

(a) 売呼値が行われているときにおける当該値段より高い値段の買呼値は、当該買呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の売呼値に対応する買呼値として処理するものとする。

(b) 買呼値が行われているときにおける当該値段より低い値段の売呼値は、当該売呼値の限度の値段までに、これまでに行われている個々の値段の買呼値に対応する売呼値として処理するものとする。

(3) 成行呼値の禁止

本所は、取引の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全部又は一部の銘柄について成行呼値を禁止することができる。

(4) ストラテジー取引に係る呼値の制限

取引参加者は、指数オプション特例第13条第7項の規定により算出する値段が本所の定める値幅を超える値段となるストラテジー売呼値又はストラテジー買呼値を行うことができない。

(5) 夜間立会におけるストラテジー取引の呼値の制限

取引参加者は、取引最終日の翌取引日の夜間立会において、ストラテジー取引の呼値を行うことができない。

2 ストラテジー取引に係る前項第2号の規定の適用については、同号中「指数オプション特例第13条第2項」とあるのは「指数オプション特例第13条第6項の規定により読み替えて適用する指数オプション特例第13条第2項」と、「売呼値」とあるのは「ストラテジー売呼値」と、「買呼値」とあるのは「ストラテジー買呼値」と、「値段」とあるのは「ストラテジー値段」と、「約定値段」とあるのは「約定ストラテジー値段」とする。

(取引の一時中断)

第11条 指数オプション特例第17条の2第3項に規定する本所が定める値幅は、取引状況等を勘案して本所が適当と認める値幅とする。

(取引の停止)

第12条 指数オプション特例第18条各号に掲げる場合の取引の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(過誤訂正等のための取引の承認申請)

第13条 指数オプション特例第30条第1項の規定により本所の承認を受けようとする取引参加者は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

(指数オプションの消滅)

第14条 指数オプション特例第36条に規定する本所が定める時限は、権利行使日の午後5時とする。

(特別清算指数算出に係る値段)

第15条 指数オプション特例第37条第2項かっこ書に規定する本所が定める値段は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 取引最終日の終了する日の翌日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当該銘柄に特別気配値段（東京証券取引所の定める呼値に関する規則第10条の規定により特別気配表示された特別気配値段をいう。この条において同じ。）がある場合は、最終特別気配値段とする。
- (2) 取引最終日の終了する日の翌日において、東京証券取引所における当該銘柄に最終特別気配値段がない場合は、直近の約定値段（最終特別気配値段及び東京証券取引所の定める呼値に関する規則第11条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。次号において同じ。）とする。
- (3) 東京証券取引所における当該銘柄の直近の配当落等の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条第1項の規定により定める日をいい、配当（剰余金の配当をいう。）落のみに係る日を除く。）又は株式併合後の株券の売買開始の期日（東京証券取引所の定める業務規程第25条の2の規定により定める日をいう。）以後の日において約定値段がない場合は、前号の規定にかかわらず、本所がその都度定めた値段とする。

(ギブアップの申告時限)

第16条 指数オプション特例第39条第1項に規定する申告は、ギブアップに係る指数オプション取引が成立した取引日の終了する日の午後4

時45分までに行うものとする。

(テイクリアップの申告时限)

第17条 指数オプション特例第40条第1項に規定する申告は，ギブアップに係る指数オプション取引が成立した取引日の終了する日の午後5時までに行うものとする。

付 則

この規則は，平成10年4月13日から施行する。ただし，改正後の第2条の規定は本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成10年6月12日

付 則

この規則は，平成12年5月1日以降の日で，本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成12年7月17日

付 則

この規則は，本所が定める日から施行する〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日〕。ただし，第2条の改正規定は，平成12年9月1日以降の日で，本所が定める日から〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月23日〕，第6条の改正規定は，平成12年10月1日以降の日で，本所が定める日から〔(注)「本所が定める日」は平成12年10月30日〕，第12条の改正規定は，平成12年11月1日以降の日で，本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成13年9月25日から施行する。

付 則

この規則は，平成14年7月15日から施行する。

付 則

この規則は，本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成14年11月25日

付 則

この規則は，平成14年12月13日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成18年3月10日

付 則

この規則は，平成16年12月13日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年7月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月18日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年1月4日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年9月12日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年10月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成20年11月25日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成21年12月30日から施行する。ただし，第15条第1号及び第2号の改正規定は，平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，第15条第1号及び第2号の改正規定は，東京証券取引所において呼値に関する規則第11条の規定が施行されない場合には，平成22年1月4日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この規則は，平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず，売買システムの稼働に支障が生じたことにより，改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には，平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この規則は，平成23年7月19日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年2月27日から施行する。

付 則

この規則は，平成24年11月26日から施行する。

付 則

この規則は，平成25年1月1日から施行する。

(別表) ストラテジー取引の種類等

ストラテジー取引の種類	ストラテジー買取引により成立する指數オプション取引	ストラテジー売取引により成立する指數オプション取引	インプライド機能	ストラテジー値段の算出方法
コール・スプレッド	1単位のコールの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの売付け	1単位のコールの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の1単位のコールの買付け		コールの値段からより高い権利行使価格のコールの値段を減じる
プット・スプレッド	1単位のプットの買付け及び同一限月取引のより低い権利行使価格の1単位のプットの売付け	1単位のプットの売付け及び同一限月取引のより低い権利行使価格の1単位のプットの買付け		プットの値段からより低い権利行使価格のプットの値段を減じる
コール・カレンダー・スプレッド	期近限月取引の1単位のコールの売付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの買付け	期近限月取引の1単位のコールの買付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のコールの売付け		期先限月取引のコールの値段から期近限月取引のコールの値段を減じる
プット・カレンダー・スプレッド	期近限月取引の1単位のプットの売付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のプットの買付け	期近限月取引の1単位のプットの買付け及び期先限月取引の同一権利行使価格の1単位のプットの売付け		期先限月取引のプットの値段から期近限月取引のプットの値段を減じる
コール・ダイアゴナル・カレンダー・スプレッド	期近限月取引の1単位のコールの売付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの買付け	期近限月取引の1単位のコールの買付け及び期先限月取引の異なる権利行使価格の1単位のコールの売付け		期先限月取引のコールの値段から期近限月取引のコールの値段を減じる
プット・ダイアゴナル・カレンダー・スプレッド	期近限月取引の1単位のプットの売付け及び期先限月取引の異なる権利行使価	期近限月取引の1単位のプットの買付け及び期先限月取引の異なる権利行使価		期先限月取引のプットの値段から期近限月取引のプットの値段を減

	格の 1 単位のプットの買付け	格の 1 単位のプットの売付け	じる
ストラングル	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段にプットの値段を加える
ストラドル	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引の同一権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段にプットの値段を加える
コール・バタフライ	1 単位のコールの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のコールの売付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のコールの買付け	1 単位のコールの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のコールの買付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のコールの売付け	コールの値段からより高い権利行使価格のコールの値段に 2 を乗じた数値を減じ、さらに高い権利行使価格のコールの値段を加える
プット・バタフライ	1 単位のプットの買付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のプットの売付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のプットの買付け	1 単位のプットの売付け及び同一限月取引のより高い権利行使価格の 2 単位のプットの買付け及び同一限月取引のさらに高い権利行使価格の 1 単位のプットの売付け	プットの値段からより高い権利行使価格のプットの値段に 2 を乗じた数値を減じ、さらに高い権利行使価格のプットの値段を加える

(注 1) インプライド機能欄に があるのは、指數オプション特例第 14条の 3 に規定する本所が定める種類のストラテジー取引であることを示す。

(注 2) プットとは指數プットオプションをいう。

(注 3) コールとは指數コールオプションをいう。

(注4) 期近限月取引とは、取引最終日が先に到来する限月取引をいう。

(注5) 期先限月取引とは、取引最終日が後に到来する限月取引をいう。